平成２２年（フ）第９６９号
川崎市川崎区下並木15番地　旭ハイツ301
債務者　宮本　忠浩
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７０号
川崎市中原区宮内３丁目２番34―213号、前住所東京都大田区中央８丁目25番２―102号
債務者　森　　一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
川崎市宮前区野川3029番地２　ファーレ野川Ａ―202
債務者　川井　昭子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
川崎市川崎区大島上町11番５号
債務者　荻原由香里（旧姓泰楽）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
川崎市多摩区生田３丁目１番36号　太田ハイツ207
債務者　山口キミコ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８８号
川崎市高津区北見方２丁目34番２号
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
静岡県磐田市明ケ島原７番地８　コーポ蘭２－Ｂ
債務者　近藤　　修
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
静岡県周智郡森町森227番地の２
債務者　諸井　晃子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
静岡県浜松市中区葵西４丁目３番12号　ドゥリーマー102
債務者　中村　定美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
釧路市愛国東２丁目16番２号　ＮＯ．６マルワ荘Ａ号室
債務者　沼田　華恵
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
岡山県津山市津山口196番地25
債務者　福田　幸深（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４０９号
東京都江戸川区北小岩１丁目20―11―101
債務者　吉留　正樹
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９号
東京都墨田区文花３丁目３－７　薄衣方
債務者　福島めぐみ（旧姓薄衣）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８５号
東京都練馬区西大泉５丁目２―15―102
債務者　篠崎　康夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５号
千葉県東金市台方2069　カンパーニュ弐番館201
債務者　岩井　美帆（旧姓芝田・増田）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部